

第4章 施策事業の推進

基本目標 1 健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進

(1) 生涯を通じた健康づくり活動の推進

高齢者のみならず、すべての人が住み慣れた地域で、生涯にわたって健康であることは本人の生活の質(QOL)の向上につながるだけでなく、地域の活性化にもつながります。

今後も、市民一人ひとりの主体的かつ継続的な健康づくり活動の推進に向け、健康づくりに関する情報提供や機会・場の提供に努め、健康寿命の延伸を図ります。また、生活習慣病の予防に向け、健(検)診の受診率の向上に取り組むとともに、保健指導の充実、医療機関への受診勧奨等にも取り組んでいきます。

地域の健康づくりを進めるヘルスアップサポーターいずみの育成や活動支援を継続して実施していくとともに、高齢者自らがサポーターとして活躍いただけるよう、ヘルスアップサポーターいずみの活動の周知・啓発に努めます。

【主な事業】

名称	内容
①健康教育	生活習慣病の予防を進めるため、特定保健指導とポピュレーションアプローチを連動させて、効果的な生活習慣病対策としての健康教室を実施します。また、市民の主体的な健康づくり活動につながるような健康教育のプログラム内容や実施方法、周知等の検討を行うとともに、既存の集まりの場を活用した出張型の健康教育(近所 de 健康セミナー)の実施に努めます。
②健康相談	保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士による生活習慣の改善に重点を置いた健康に関する相談事業を継続して実施していくとともに、健康教育等を実施する時に相談窓口を併設するなど、あらゆる機会を活用した健康相談を進めていきます。 また、市民が利用しやすい健康相談の場づくりに努めるとともに、より多くの市民が活用できるよう、相談窓口の周知・啓発を図ります。さらに、必要に応じて相談効果の評価や継続的フォローに努めます。
③訪問指導	生活習慣病の予防を図るために、特に指導が必要と考えられる人を対象に、生活の場である自宅に訪問し、日頃から予防に取り組めるよう指導に努めます。

名称	内容
④機能訓練	<p>脳卒中などの病気や障がい等により身体機能の低下があり、日常生活に不自由を感じている人や社会参加をめざしている人を対象に機能訓練を実施しています。</p> <p>必要な日常生活動作の訓練などを実施することで身体機能の維持・向上や、要支援・要介護状態の予防、日常生活の自立につながるよう、取り組んでいきます。また、参加者からは外出の機会や人との関わりが増えたという声が多いことから、障がい受容や社会参加のきっかけづくりなど精神面での支援にも努めます。</p>
⑤健康手帳交付	<p>健康診査やがん検診、健康教育、健康相談等の結果を記録し、自らの健康管理に役立たせることができるよう、健康手帳の交付を継続して実施していくとともに、手帳交付時に記載方法及び活用方法について指導していきます。</p>
⑥特定健康診査	<p>40～74歳の人で、和泉市国民健康保険に加入している人を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施しています。</p> <p>受診率の向上に向け、受診券送付時に特定健診の案内を同封し、受診勧奨を行うとともに、市の広報誌、ホームページ及び医療機関へのポスター掲示等を活用し、周知・啓発を図ります。また、和泉市医師会や関係機関との調整のもと、可能な限り和泉市国保人間ドック及びがん検診等が同時実施できるよう努めていきます。</p>
⑦特定保健指導	<p>特定健康診査を受診された人で、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の人を対象に特定保健指導を実施していますが、実施率は低率にとどまっている状況です。</p> <p>特定健診実施医療機関から報告された特定健診結果に基づき、選定した動機づけ、積極的支援対象者に対し、特定保健指導利用券及び保健指導プログラムの案内等を個別に送付し、利用勧奨及び制度の周知等を図ります。</p> <p>前期高齢者（65歳から74歳）の特定保健指導については、メタボリックシンドローム改善だけでなく、転倒骨折及び認知症予防等に関する健康課題も表面化してくることから、対象者の状況をみながら介護予防を考慮し、関係機関との連携を図ります。</p> <p>継続への支援・中断者への対応として、参加者に対し、随時、担当者による個別相談や電話等による励ましを行うとともに、変化のみられない人については、重点的に担当者が個別相談、電話、手紙等での継続的な支援を行います。</p>

名称	内容
⑧がん検診	<p>がん検診の受診率の向上に向け、通年実施や特定健康診査との同時実施をはじめ、国が定める一定の年齢の人を対象に啓発用の検診手帳と一部負担金が無料になるクーポン券を交付しています。</p> <p>精度の高い内容で効果的な検診を実施するために検診実施機関との調整を行います。また、効果的に受診率を向上するため、個別肺がん検診の開始や大阪府が推奨する重点勧奨者への個別通知を行うなど、啓発に努めていきます。</p>
⑨骨密度検診	<p>要支援・要介護高齢者の発生予防と健康増進を図るために40歳以上の女性を対象とした骨密度検診を実施するとともに、骨粗しょう症予防の必要性についての啓発に努めます。</p> <p>また、市民の利便性を図るため、がん検診や特定健康診査（国保）との同時受診を継続して実施していきます。</p>
⑩歯周疾患検診	<p>歯周病予防と早期治療推進のため、30歳から75歳の5歳刻み節目年齢を対象に歯周疾患検診を実施しています。この機会をきっかけとして、定期的に歯の自己管理に努めることを啓発しています。</p> <p>今後も、歯周病が生活習慣病と関係が深いことから、早期発見・早期治療の重要性や高齢者の生活の質を高める上で、歯と口腔の健康管理が重要であることについて啓発に取り組むとともに、歯周疾患検診の勧奨と実施に努めます。</p>
⑪在宅要介護者訪問歯科健康診査	<p>障がいのある人や在宅の要介護者等で、歯科医院に通院できない65歳以上の市民を対象に、歯科医師が訪問し、歯科健診を行っています。</p> <p>今後も継続して実施していきます。</p>
⑫啓発・情報提供の充実	<p>市民が正しい健康づくり活動を実践できるよう、また正しい情報の選択ができるようにあらゆる機会を活用し、多くの市民に対して健康に関する正しい知識や情報の普及・啓発を進めていきます。</p>
⑬地域における健康づくりの活性化	<p>市民自身が主体となって積極的な健康づくりを進めていくボランティア（ヘルスアップサポーターいずみ）を養成するとともに、高齢者自らの参加促進を図るため、サポーターの活動を地域へ広げ、地域力を高めていけるよう、協働のもと取り組んでいます。</p> <p>サポーターの増加により身近な地域で健康づくり活動が活発化している状況からも、今後も市民の本来持っている様々な能力が引き出され、地域や各種団体、行政と協働することで、健康づくり行動が身近な地域から市域全体へ広がるよう取り組みます。</p>

名称	内容
⑭健康づくりの環境整備	<p>健康づくり活動を市民が主体的に行うためには、意識を高めるための啓発、環境づくりが必要となってきます。各関係機関や団体等、市民を対象に様々な取り組みを行う機会は増えています。</p> <p>今後も健康づくり活動のきっかけのための取り組みや活動が継続できるように、場所や人材など人や地域とのつながりをつくり、関係機関や団体等と協働関係を構築し、健康づくりを支援するための啓発活動や環境整備を図ります。</p>

(2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施

これまで、元気な高齢者や二次予防対象者に対する様々な介護予防事業を実施してきましたが、介護保険制度の改正により、要支援者を対象に予防給付として実施してきた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」と併せて、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として実施することになります。

介護予防は、高齢者がいつまでも元気で日常生活が続けられるためにも、継続して実施するとともに、これまで以上に効果的な実施方法を検討していく必要があります。

これまで実施してきた身体機能の向上に向けた予防教室や認知症予防に向けた教室などを継続的に実施するとともに、円滑な事業実施に向けて取り組んでいきます。

また、今後は地域住民やボランティア、NPOなど、多様な実施主体によるサービス提供が可能となることから、提供可能な実施主体の把握に努めるとともに、新たな事業の周知・啓発に努め、より効果的な介護予防事業の実施に取り組んでいきます。

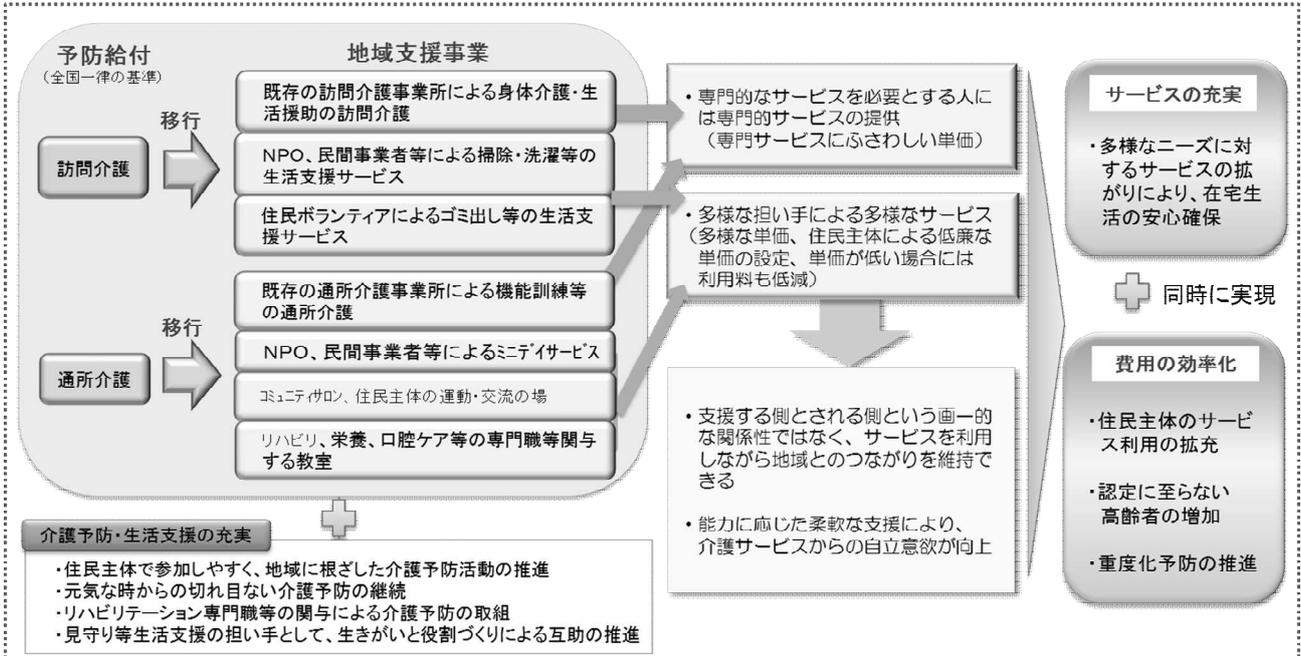
【主な事業】

名称	内容
①介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施【新規体系】	<p>平成 29 年 4 月からの実施をめざし、実施方法の検討や新たなサービス実施主体の確保、地域資源の把握に努め、円滑に実施できるよう、取り組んでいきます。また、平成 30 年 3 月までに現行の予防給付の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を新たな介護予防・日常生活総合事業へ移行できるよう、市内サービス提供事業者に対して働きかけていきます。</p> <p style="text-align: center;">【新たな介護予防・日常生活支援総合事業の内容】</p> <p>■介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスをはじめ、住民主体の支援等も含めた多様なサービスを展開するものです。</p> <p>具体的には、「訪問型サービス（第 1 号訪問事業）」、「通所型サービス（第 1 号通所事業）」、「その他の生活支援サービス（第 1 号生活支援事業）」、「介護予防ケアマネジメント」で構成されます。</p> <p>実施にあたっては、現在のサービス提供事業者をはじめ、地域住民やボランティア、NPO など、新たなサービス提供主体の把握・確保に努めるとともに、必要な人に必要なサービスが行き届くよう、きめ細かなケアマネジメントに取り組みます。</p>

名称	内容
	<p>■一般介護予防事業</p> <p>一般介護予防事業は、高齢者の年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するものです。</p> <p>これまで取り組んできた実績や経験を生かしつつ、より積極的な地域活動が展開されるよう、効果的な事業のあり方を検討していきます。</p>
②介護予防事業の実施	<p>これまで実施してきた通所や訪問による各種介護予防教室を継続して実施していくとともに、75歳以上の高齢者に対してはお元気チェックリストの送付による介護予防事業対象者の把握を行います。</p> <p>また、介護予防に関する普及啓発事業に取り組みます。</p>
③自主的な介護予防活動の推進	<p>個人及びグループによる自主的な地域での介護予防活動の促進に努めるとともに、その積極的な活動については様々な機会や場において取り組みを紹介するなど、介護予防に対する関心・気運が高まるよう、工夫・検討していきます。</p> <p>また、高齢者自身が支援者として、介護予防に資するための活動へ参加していけるよう、取り組んでいきます。</p>
④介護予防ケアマネジメントの充実	<p>「介護予防ケアマネジメントマニュアル」の普及に取り組み、各事業所における要支援者に対するケアマネジメントが適切かつ生活機能の向上につながる効果的なものとなるよう、取り組んでいきます。</p>

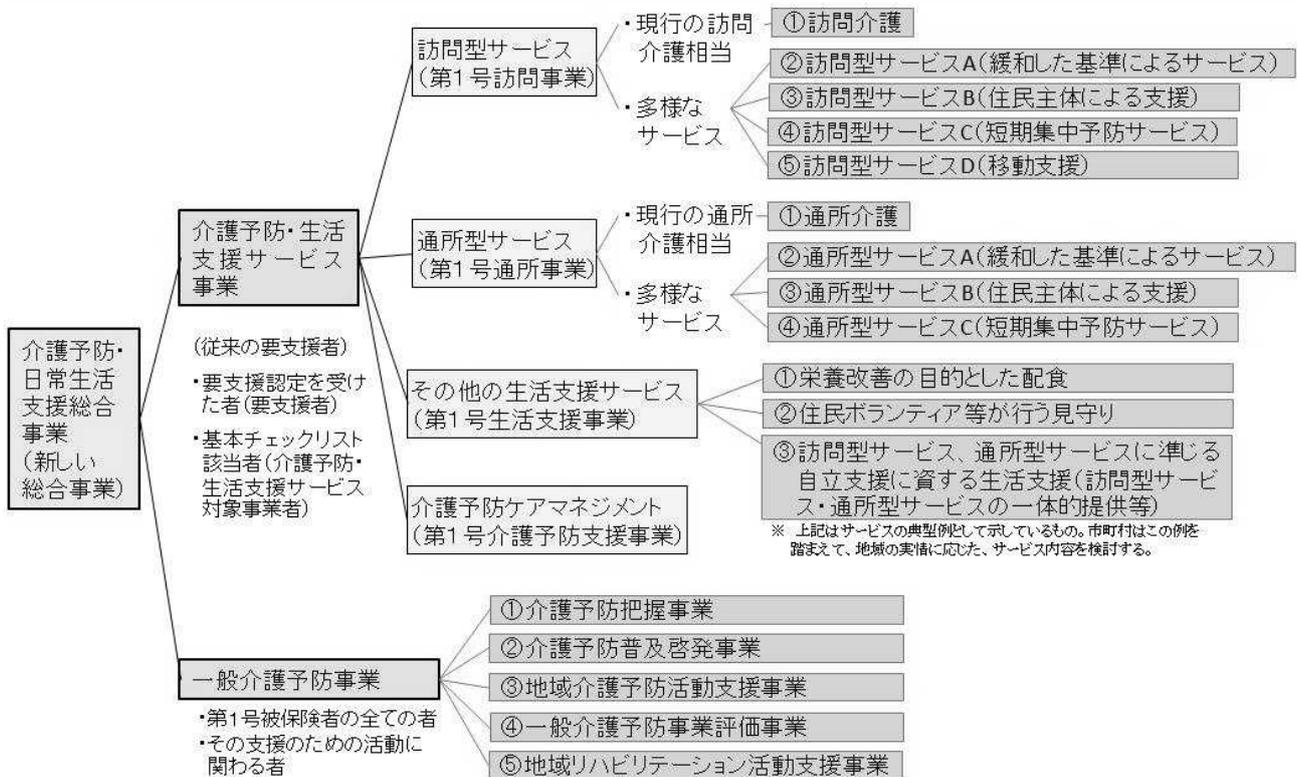
予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支手側に回ることも。



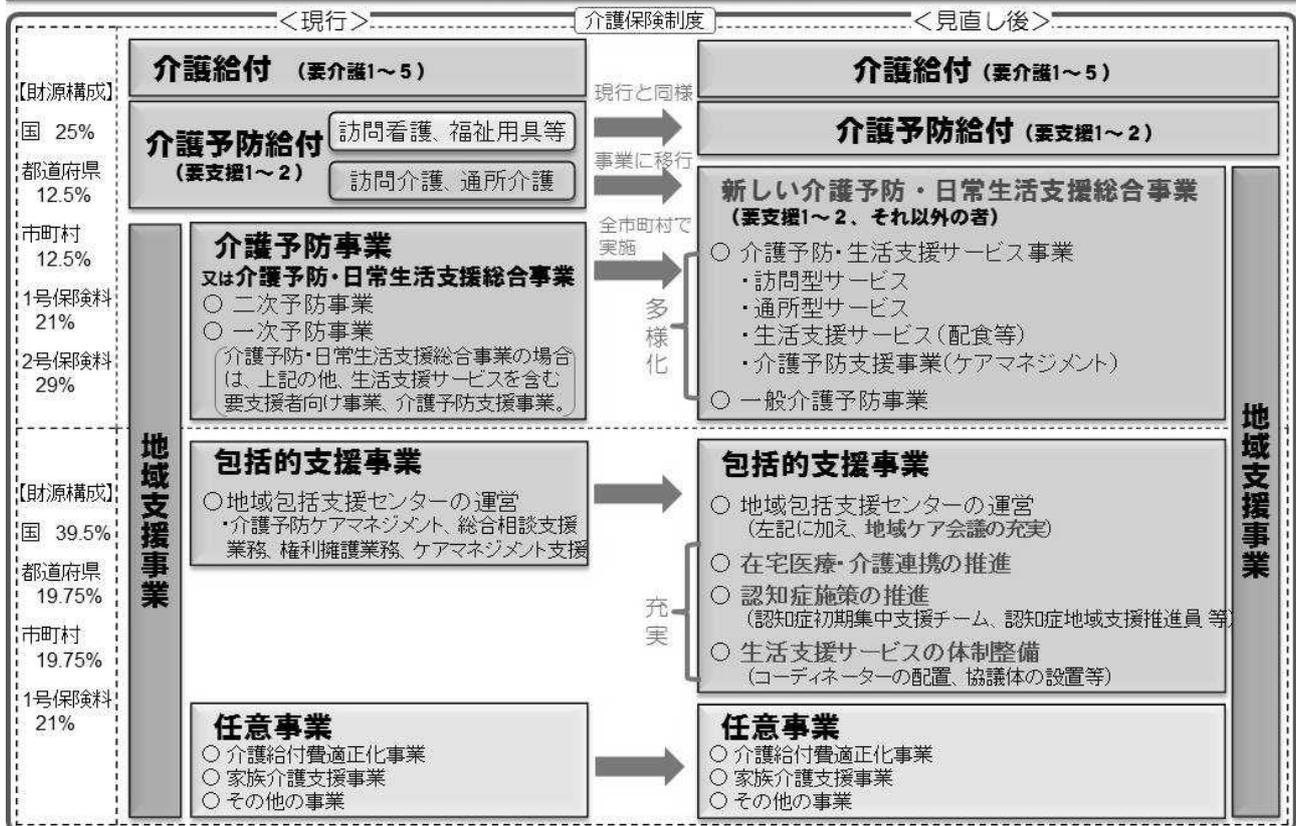
出典：平成 26 年 7 月 28 日全国介護保険担当課長会議資料

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



出典：平成 26 年 7 月 28 日全国介護保険担当課長会議資料

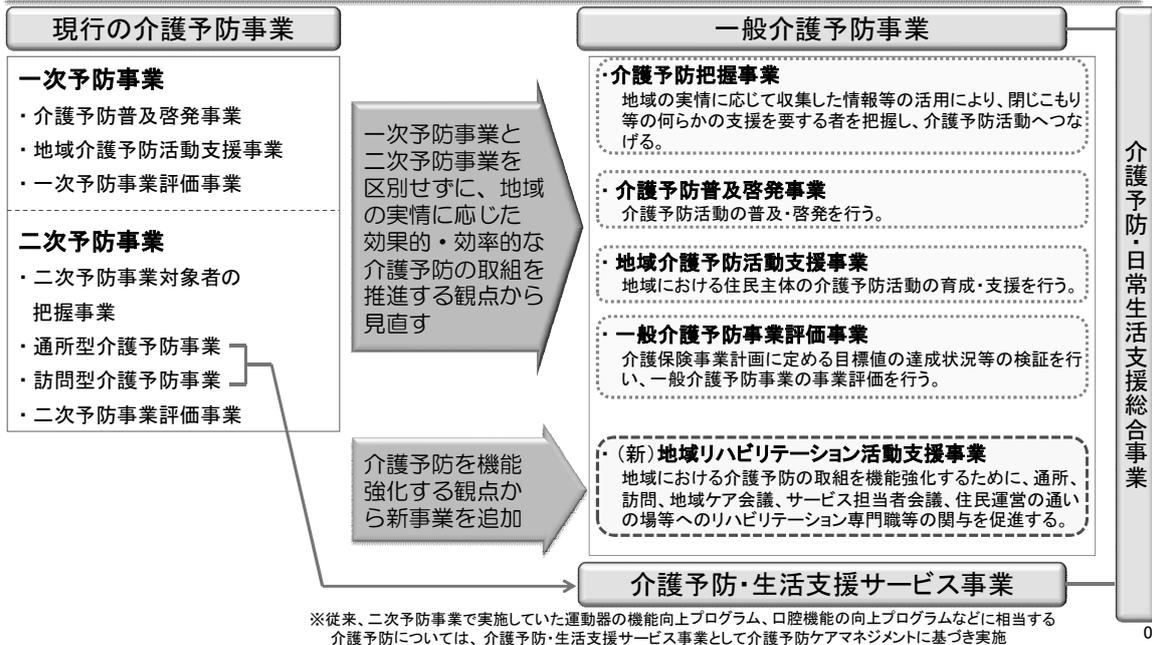
【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



出典：平成 26 年 7 月 28 日全国介護保険担当課長会議資料

新しい介護予防事業

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。



※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

出典：平成 26 年 7 月 28 日全国介護保険担当課長会議資料

基本目標 2 高齢者の尊厳に配慮したケア対策の推進

(1) 高齢者虐待の防止

高齢者虐待に関する相談や権利擁護に関する相談が年々増加している状況にある中、アンケートにおいて、高齢者虐待防止を知らない人が6割を超えている状況にあり、相談窓口の周知を望む声も多くなっています。

高齢者の暮らしの安心を支える上で、高齢者の人権の尊重、尊厳の確保は非常に重要であり、高齢者に対する虐待行為は、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害するものであり、未然に防止することが重要です。

今後も地域包括支援センターを中心に高齢者虐待防止ネットワークを展開し、虐待の早期発見・早期対応、見守りなどに取り組むとともに、発見した場合は高齢者虐待防止マニュアルに基づき、状況を把握し、関係機関と連携を図りながら適切な対応に努めます。

また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を踏まえ、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民等に対して、通報（努力）義務をより一層周知するとともに、相談窓口のさらなる周知・啓発、高齢者虐待に関する理解を深める啓発に取り組みます。

さらに、身体拘束防止について、身体拘束は高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体機能の低下をひきおこすことにもなりかねないことから、施設等における身体拘束ゼロに向けた職員の意識改革や、サービスの質の向上への取り組みを積極的に支援します。

【主な事業】

名称	内容
① 高齢者虐待防止ネットワークの推進	地域包括支援センターを中心に、行政・関係機関・地域団体・各事業所・市民などの連携を図り、虐待の早期発見や早期介入、再発防止の見守り活動など、高齢者虐待防止のネットワークの推進、強化を図ります。 また、高齢者虐待防止ネットワークの強化に向け、市民や地域団体、事業所など、幅広い人に対して理解を深める普及・啓発活動に取り組めます。
② 【改訂版】 高齢者虐待防止マニュアルの有効活用	これまでの実績や経験等に基づき作成した、現場に合った新たな高齢者虐待防止マニュアルを有効に活用しながら、マニュアルに沿った対応を行うことで、虐待レベルに応じた対応の平準化及び質の向上を図ります。 また、市において、社会福祉士等の専門職を配置し、虐待事案への対応について、質の維持・向上を図ります。

名称	内容
③高齢者の人権に関する普及・啓発	<p>高齢者が認知症やねたきり等の状態になっても尊厳のある生活ができるよう、市広報誌やホームページ、地域活動等、あらゆる場を活用し、高齢者の人権擁護に関する周知・啓発に取り組んでいきます。</p> <p>また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を踏まえ、高齢者虐待防止に関する基本的知識の普及や、虐待を見聞きした場合の通報義務など虐待防止・早期発見のために地域や地域住民ができることについて啓発を強化することで、高齢者虐待防止の意識を高めていきます。</p> <p>さらには、要支援・要介護認定者と密接に関わるサービス提供事業者との連携を強化するとともに、虐待の早期発見に向けたマニュアルを作成し、普及・啓発に努めます。</p>
④高齢者や家族などからの相談や一時保護	<p>高齢者や家族、関係機関からの相談に対応し、保護が緊急に必要な高齢者を速やかに保護し、安全を確保できるように、関係機関と連携を図り、一時保護の手配及び必要な支援につなげていきます。</p> <p>一方、養護者に対しては、心身の疲労の回復と介護負担の軽減のため、介護サービス等利用の促進を図るとともに、抱えている不安や悩みの解消につながるよう、相談体制の充実に努めます。</p>
⑤施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組みの推進	<p>介護保険施設やグループホーム等に対して、身体拘束ゼロに向けた職員研修の実施の働きかけを行うとともに、大阪府と連携して介護保険施設やグループホーム等に対する相談・指導を行います。</p> <p>また、給付適正化事業を通じて、身体拘束ゼロを前提とした施設のケアマネジメント能力の向上や、実務に携わる施設職員を対象としたサービスの質の確保を図るための研修を実施します。</p>

(2) 認知症高齢者対策の推進

アンケート調査で「認知症に対する不安」を尋ねたところ、介護度が高くなるにつれて不安を抱える人が多い状況にあります。

また、平成 25 年度に実施した「認知症高齢者等に関する実態調査」において、認知症高齢者の介護者の 8 割が介護負担を感じていると答えている中、介護者の相談先としてケアマネジャーやサービス事業所などが多くなっていますが、地域包括支援センターや市役所は 1 割に満たない状況にあります。

国の推計では、平成 24 年時点の認知症の人は 462 万人で高齢者の 7 人に 1 人、その後平成 27 年に策定された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）においては、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年には約 700 万人に増加し、高齢者の 5 人に 1 人の割合で認知症をもつ人が存在することが予測されています。そして、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境を整えることが重要視されています。

そのため、今後も「和泉市認知症地域で支え“愛”事業」の 5 つの柱である「①認知症の知識の普及啓発」、「②市民見守り力の向上」、「③認知症医療介護連携」、「④認知症ケアの質の向上」、「⑤本人・家族支援」の 5 つの領域の推進に努めます。

また、認知症になっても安心して地域で暮らせるよう、市民の認知症に対する理解を深めていくとともに、市民や各種団体、関係機関等と連携を図りながら、認知症高齢者及びその家族を地域で見守る、支える体制の強化に努めます。

【主な事業】

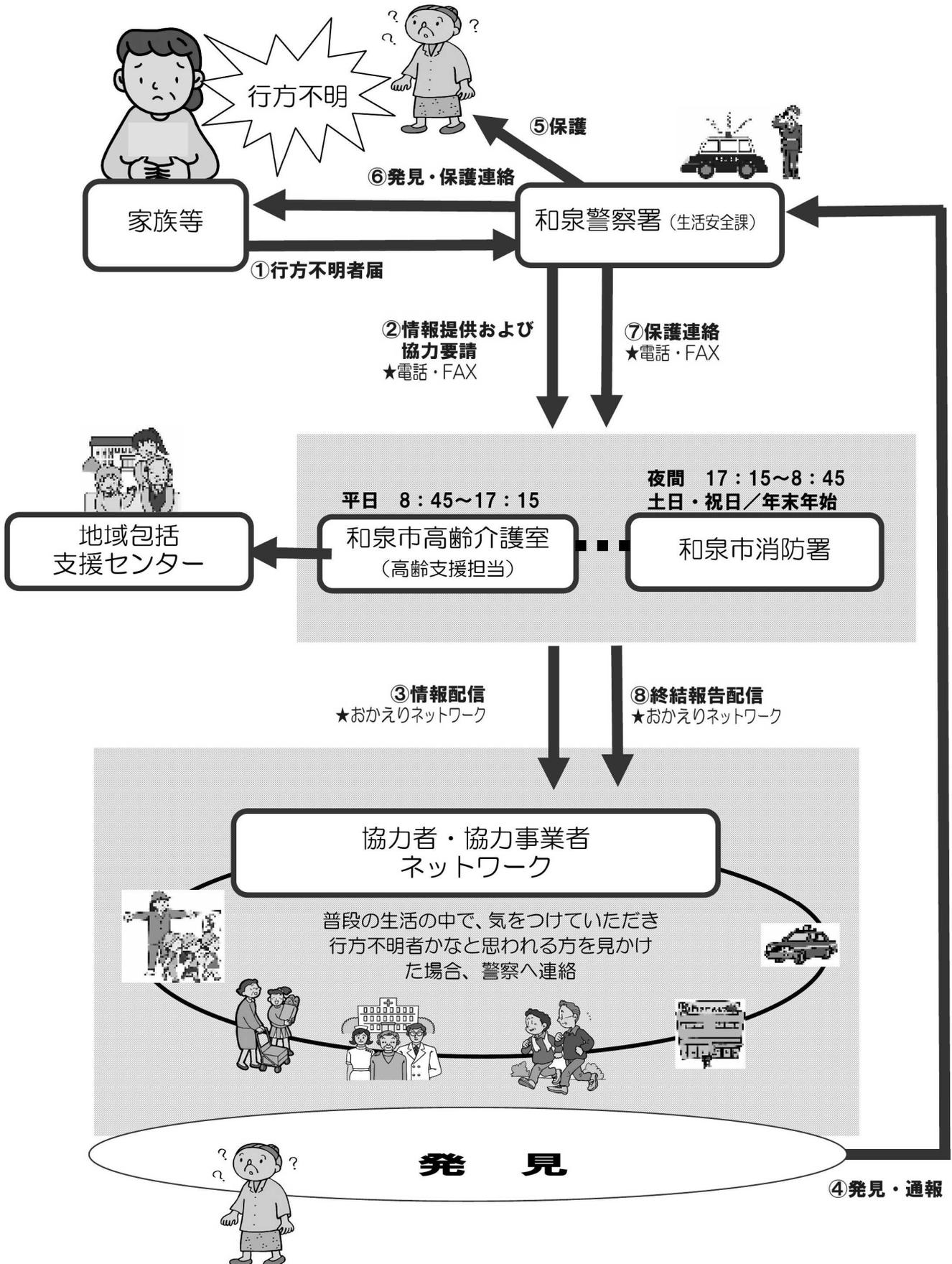
名称	内容
① 認知症の知識の普及啓発	1) 認知症サポーター養成講座 認知症になっても安心して暮らせるまちに向けて、住民、小学生から高齢者まで認知症高齢者等の正しい理解を広め、地域で見守る活動へとつなげられるよう、認知症サポーターの養成をこれまで以上に推進します。 2) 和泉市認知症キャラバン・メイト連絡会 認知症サポーター養成講座のボランティア講師であるキャラバン・メイトが定期的集まり、成人向けのみならず、小中学校向けの教育プログラムの開発や、その他認知症の正しい知識を広めるための活動についての企画実施を支援します。

名称	内容
	<p>3) 認知症予防に関する教室</p> <p>介護予防事業において、教室事業に引き続き取り組みます。認知機能の低下が認められるハイリスクの高齢者については、教室を通じて医療機関への早期受診の必要性について理解いただくとともに、認知症予防に必要な知識・技術・意欲の習得につなげ、その後の生活の中で実践できるよう支援します。</p> <p>また、認知症予防に関心のある高齢者については、老化の進行予防のために必要な知識や方法を身につけ、自主的に認知症予防を取り組むことができるよう支援するとともに、地域で生活する認知症の方への理解や見守りなどについても考える機会となるよう取り組みます。</p>
②市民見守り力の向上	<p>1) 認知症まちづくり連絡会</p> <p>町会連合会・民生委員・児童委員、校区社協ボランティア、医師会、介護支援専門員協会等の、認知症に関する関係機関が定期的に課題を検討する場を設置し、市民見守り機能の強化に向けた普及・啓発を行うとともに地域づくりを支援し、認知症高齢者を支えるネットワークづくりに取り組んでいきます。</p> <p>2) 認知症高齢者等SOSおかえりネットワークの推進</p> <p>行方不明になった高齢者を地域ぐるみで早期に発見する「認知症高齢者等徘徊SOSおかえりネットワーク」の普及・啓発に取り組むとともに、各関係機関との連携強化や地域の協力者の確保に努めます。(支援イメージはP75のネットワーク図参照)</p> <p>3) 認知症高齢者等徘徊SOS模擬訓練</p> <p>おおむね小学校区ごとに、認知症高齢者の発生を想定した模擬訓練の開催を支援し、地域の見守り意識の醸成を図ります。</p> <p>4) 認知症市民フォーラム</p> <p>認知症に関する様々な課題について年に一回トピックスとして取り上げ、市民を対象としたフォーラムを開催し、地域づくりへの意識啓発を図ります。</p>
③認知症医療介護連携	<p>1) 和泉市・認知症サポート医連絡会</p> <p>和泉市高齢介護室、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、和泉市医師会の認知症サポート医と定期的に会合を持ち、本市の認知症医療介護連携推進施策について検討を行います。</p>

名称	内容
	<p>2) もの忘れ相談会 本人や家族の気づきで認知症の症状が疑われるものの、病院を受診することには抵抗がある市民が多いということも現状です。また、認知症の診断を受けていても、周辺症状への対応についての相談も多く寄せられています。そこで、市民が立ち寄りやすい地域包括支援センターに認知症サポート医と臨床心理士が出張し、気軽に相談できる場を定期的を開催し、認知症介護の方法の助言や、必要な支援機関につなげます。</p> <p>3) 認知症初期集中支援事業 認知症の早期発見・早期対応に向け、保健師や社会福祉士、作業療法士等の国家資格を持つ専門職が家庭訪問し、認知症サポート医の監修のもと、その人にあった認知症に関する支援を提供する「認知症初期集中支援チーム」の配置に向けて取り組みます。</p>
④認知症ケアの質の向上	<p>1) 認知症サポーター実践講座 認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、認知症の人と家族との交流を目的とした傾聴や、オレンジカフェ（認知症カフェ）の運営など、認知症サポーターが様々な場面で地域活動を行うために必要な知識や技術の伝達について、講座を開催します。</p> <p>2) 専門職向けの認知症ケア研修 認知症の人と家族を支援する専門職のケアの質の向上のため、研修を開催します。</p>
⑤本人・家族支援	<p>1) オレンジカフェ（認知症カフェ） 認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場として「オレンジカフェ」の活動を支援します。カフェの運営は、認知症の正しい知識を学んだ認知症サポーターが主体的に企画を行い、認知症の人と家族への支援について、実践的な学びを深められる機会とします。</p> <p>2) 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業 認知症高齢者を介護する家族への支援を図るため、家族の外出や介護疲れの休息に必要な時間帯にやすらぎ支援員を派遣し、一時的な見守り等により介護家族の支援を行います。また、さらなる介護負担軽減につながるよう、介護保険サービスをはじめ、他のサービスとの併用により一体的なサービス提供に努めます。</p> <p>3) 認知症高齢者等安全確保事業（GPS機器初期費用助成等） 認知症により行方不明になるおそれがある高齢者等に対して、GPS（居場所を知らせる装置）初期費用を助成します。外出に不安のある高齢者等が装置を携帯することで、緊急時に家族が高齢者の居場所を確認することができます。</p>

名称	内容
	<p>4) 認知症高齢者の権利擁護の推進</p> <p>地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する相談に応じるとともに、社会福祉協議会との連携により、日常生活自立支援事業の利用促進や、介護サービス事業者等による相談・対応の充実を図ります。</p> <p>また、市民に対して日常生活自立支援事業や成年後見制度等に関する知識やその必要性の周知・啓発に取り組むとともに、利用促進を図ります。さらに、高齢者の人権侵害に対応し、権利擁護を推進するためにも、法律関係者など関係機関と連携の強化にも取り組んでいきます。</p> <p>5) 認知症ケアパスの作成</p> <p>地域の医療機関や介護サービス事業者の情報や、認知症の進行状況に応じた支援内容などを示す「認知症ケアパス」の作成に努めるとともに、「認知症ケアパス」の効果的な運用のあり方について、関係機関と連携を図りながら検討を進めていきます。</p>

和泉市認知症高齢者等SOSおかえりネットワーク フロー図



(3) 成年後見制度の推進

財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難で判断能力が十分でない認知症高齢者などを援助する成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進や周知・啓発に取り組みます。

【主な事業】

名称	内容
①成年後見制度の普及・啓発	財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難で判断能力が十分でない認知症高齢者などを援助する成年後見制度の普及・啓発に取り組みます。
②日常生活自立支援事業の普及・啓発	福祉サービスの利用援助や金銭管理などの援助を行う日常生活自立支援事業の普及・啓発を行っていきます。
③市民後見人の確保	成年後見制度を利用したくても親族や専門職後見人が利用できない人のため、大阪府と連携し市民後見人を確保できる体制の整備に取り組むとともに、法人後見の導入について検討します。

基本目標 3 地域包括ケアの推進

(1) 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括ケアシステムの構築にあたって、地域包括支援センターが中心的な役割を担うことが期待されます。

高齢者が抱える不安や悩み、求める支援は多様化・複雑化しており、また地域包括支援センターが抱える業務が多岐化していることから、各地域包括支援センターに対する支援が必要です。

今後も、高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定や向上のための必要な援助を行う身近な機関として、その活動の後方支援に努めていきます。また、高齢者支援の第一義的な役割を担っていることから、今後も地域包括支援センターの周知・啓発に努めます。

【主な事業】

名称	内容
①総合相談支援業務	<p>地域において安心できる拠点として、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制の充実に努めます。</p> <p>また、各日常生活圏域の特性や各地域包括支援センターの個性に応じて、地域の高齢者や圏域のニーズを把握し、課題を把握・分析し、課題解決に向けて取り組みます。</p>
②権利擁護業務	<p>高齢者が自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援に取り組みます。</p> <p>また、認知症などにより、判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や金銭管理、法的行為などの支援に向け、成年後見制度の活用を図るとともに、制度活用促進をめざした普及・啓発に取り組みます。さらには、高齢者虐待への対応や消費者被害防止等にも取り組んでいきます。</p>
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<p>施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、「和泉市医療と介護の連携推進審議会」に参画することで関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。</p> <p>また、包括的支援事業の新たな事業である認知症初期集中支援チームの配置や在宅医療・介護連携推進事業の実施にあたっての中心的な役割が担えるよう、取り組みます。</p>

名称	内容
④地域におけるネットワークの強化	<p>地域包括支援センターを中心に、次のネットワークを重点的に強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域のつながりの強化、地域団体等の社会資源を活用した要援護者の早期発見・見守りネットワーク ■高齢者の緊急時の対応を可能とする保健・医療・福祉・介護サービスのネットワーク ■認知症高齢者、被虐待高齢者の早期発見・早期対応を可能とする行政・法律・警察等の関係機関とのネットワーク ■利用者の状態の変化に対応し、予防給付と介護給付とが連続して提供できる居宅介護支援事業所とのネットワーク ■予防給付後の改善効果を持続できるように、いきいきサロンなど地域の健康づくりや介護予防の取り組みとのネットワーク ■老老介護世帯や障がい高齢者など、複合的課題を持つ世帯が増加していることから、高齢者福祉に携わる関係機関のみならず、障がい者福祉に携わる関係機関など、多方面から生活を支える機関・団体等とのネットワークの強化
⑤地域包括支援センターの円滑な運営	<p>「和泉市地域包括支援センター運営協議会」において、地域包括支援センターの公平性、中立性を確保しつつ、適正かつ円滑な運営を行います。</p> <p>また、各地域包括支援センターの人員配置については、専門性が確保できるよう、検討を重ねていきます。</p>
⑥地域包括支援センターの機能の充実	<p>地域包括支援センターが高齢者やその家族等にとって身近で総合的な相談窓口となるよう、さらなる普及・啓発に努めます。また、介護予防の推進拠点、介護支援専門員の支援拠点、高齢者虐待防止や権利擁護の拠点としての機能充実に取り組みます。</p> <p>さらには、地域包括支援センターが地域包括ケアに必要なサービス情報を収集・発信するためにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携を強化していきます。</p>
⑦地域包括支援センターの活動支援	<p>本市では「和泉市地域包括支援センター実施方針」を作成しており、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、指針等を提示し、適切な業務実施を働きかけています。また、毎年度市から各地域包括支援センターに重点事業を提示しています。その内容を踏まえた活動計画を各地域包括支援センターが作成し、「和泉市地域包括支援センター運営協議会」で評価することで、より質の高い事業の実施につなげています。</p> <p>今後も、各地域包括支援センターの実行力を高めていくとともに、各地域包括支援センター活動の後方支援に努めます。</p>

(2) 総合的な地域ケア体制の充実

核家族化の進行やライフスタイルの多様化をはじめ、高齢者が求める支援内容や不安、悩み等も多様化・複雑化しており、高齢者を地域で支えていくためには、地域にある様々な資源、機関等が密接に関わりながら連携していく必要があります。

本市では、「地域包括ケア会議」や「地域包括支援センターエリア会議」、「和泉市医療と介護の連携推進審議会」、「高齢者虐待防止ネットワーク」など、様々な連携・情報共有の場を設け、議論を重ねることで地域の福祉力の向上に取り組んでいます。

支援を求める高齢者に、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築には、各関係機関の連携強化を図るとともに、よりよいサービス提供に向けて、質の向上を図る必要があります。

そのため、地域包括支援センターをはじめ、保健・医療・福祉等、様々な分野の関係機関との連携強化、情報の共有を図り、高齢者を地域で支える体制の構築に努めます。

【主な事業】

名称	内容
①市内関係機関における連携体制の強化	<p>地域包括支援センター、保健センター、保健福祉センター、いきいきネット相談支援センター、社会福祉協議会、医療関係者、介護保険関係者など、様々な関係機関が集い、情報交換・共有が行える各種会議を継続して開催し、ネットワーク化を図ることで関係機関の連携・強化を図ります。</p> <p>また、これまで様々な関係機関と作成してきた「医療と介護の連携に関するツール」や「虐待防止マニュアル」など、様々な関係者が活用でき、かつ質の向上につながるマニュアルの普及・啓発に努めるとともに、新たに出てきた問題や課題が発生した場合は、関係機関や専門家等と連携・協議を重ね、新たなツールの作成に取り組めます。</p> <p>さらには、個別事例への支援を中心とした個別支援会議で把握された地域課題をエリア会議につなげていく取り組みを充実していきます。</p>
②各種相談体制の周知、質の向上	<p>地域包括支援センターやいきいきネット相談支援センター、介護保険まちかど相談薬局など、介護保険や高齢者福祉など、各種相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、地域の民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー、今後新たに配置する生活支援コーディネーター等、様々な人材と連携を図った、よりよい相談体制の構築に努めます。</p> <p>また、より質の高い相談に応じられるよう、情報提供や各種研修会などを通じて、各専門職員の質の向上に努めます。</p>

名称	内容
③小地域ネットワーク活動の推進	<p>校区社会福祉協議会を中心に、保健・医療・福祉の専門職員、ボランティアや地域住民等による支え合い、助け合い活動である「小地域ネットワーク活動」を推進しています。特にいきいきサロンは各町会単位で活発に活動されており、近隣住民と顔の見える関係づくりや日頃の見守り活動につながっています。</p> <p>高齢化が進む中、顔の見える関係づくりや見守り活動は、高齢者の孤立化、閉じこもり防止にもつながるため、今後も地域住民と連携を図りながら、本事業の充実に取り組みます。</p>
④地域福祉の推進	<p>地域が抱える様々な問題や課題の解消には、行政のみならず、市民や団体、事業所等とが一体となって取り組む必要があります。</p> <p>そのためには、市民自らが主役となり、地域福祉を支える担い手として活躍できる環境づくりに取り組むとともに、活動をはじめのきっかけづくりに取り組みます。</p> <p>地域福祉の推進に向けては、社会福祉協議会はもとより、地域の福祉活動を担う町会、自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、事業所、NPO、ボランティア団体等と連携を強化し、地域の福祉課題の解決を図ります。</p>
⑤生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置	<p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに配置できるよう取り組みます。また、生活支援コーディネーターと生活支援・介護サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有や連携強化を図る協議体の設置に取り組みます。</p> <p>■生活支援コーディネーターの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ ③関係者のネットワーク化 ④めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発 <p style="text-align: right;">など</p>

(3) 医療と介護の連携強化

加齢に伴い、医療を必要とする高齢者は増えており、今後団塊の世代が2025年を目処に後期高齢期を迎え、また在宅での生活を望む高齢者が多いことから、ますます医療と介護の連携が必要となります。

医療関係者、介護関係者、市民代表、学識経験者等で構成される「和泉市医療と介護の連携推進審議会」で医療と介護の連携に関する方向性や方針決定にかかる審議を行うとともに、「入退院支援」、「在宅ケア多職種連携」、「歯科口腔ケア」、「服薬管理」、「リハビリテーション」の5つの課題別領域に関する研修会や市民向けのフォーラムなどを継続して実施するなど、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくりを継続していきます。

また、平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、在宅医療・介護の連携推進が地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられ、以下の8つの項目について市町村が主体となり、医療・介護関係機関と連携しつつ取り組むことが義務付けられました。

本市におきましては、法改正に先立ち、和泉市市民を中心とした医療と介護の連携推進条例のもと取組みを進めてきましたが、今後はより市民ニーズに即した質の高い在宅医療介護サービスの提供体制を強化に向け取り組んでいきます。

【主な事業】

名称	内容
①地域の医療・介護資源の把握	市民が医療機関や介護事業所を選択する際の情報収集の助けとなる「医療・介護マップ」を作成します。また、医療と介護の専門職がより円滑な連携を図るために必要な情報をとりまとめ、関係者間で共有します。
②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の検討	和泉市医療と介護の連携推進審議会及び下部組織のワーキング的な位置づけである専門部会にて、超高齢社会に対応できる医療と介護の課題を話し合い、必要な施策の企画立案を行います。
③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	急な病状変化や、ひとり暮らし世帯の増加を踏まえ、地域の医療・介護関係者の協力を得て、24時間365日体制で切れ目のない在宅医療と介護のサービス提供体制を整備することにより、安心して在宅生活を送れるまちづくりを推進します。
④在宅医療介護サービスの情報の共有支援	本人と家族の了承のもと、医療と介護の関係機関が、治療の方針や処方薬の状況、在宅での生活状況を踏まえたケアの方針などを、紙媒体によるFAXのやりとりや、ITの活用によりリアルタイムに情報共有することで、よりきめ細やかで質の高い療養生活を送れることを支援します。
⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援	在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置し、市民や専門職からの相談に応じるとともに、在宅医療と介護の普及を推進します。

名称	内容
⑥医療・介護関係者の研修	療養する本人と家族が、在宅や施設に関わらず、常に質が高く切れ目のない医療と介護のサービスを受けられるよう、「入退院支援」、「在宅ケア多職種連携」、「歯科口腔ケア」、「服薬管理」、「リハビリテーション」の5つの課題別領域を中心に、専門職向けの研修を開催します。
⑦地域住民への普及啓発	医療と介護に関する制度やサービスについて、市民にわかりやすく情報提供するために、各種リーフレットの作成や、ホームページの作成を行います。また、介護家族を対象とした教室や在宅医療・介護に関する地域出張講座、市民フォーラムの開催などを行います。
⑧関係市区町村との連携	和泉市以外の市町村に所在する病院に入退院する市民に対しても、切れ目のない医療と介護を提供できるよう、大阪府や保健所等の支援のもと、泉州二次医療圏を中心とした連携体制の構築に努めます。

(4) 高齢者セーフティネットの推進

近年、地域のコミュニティの希薄化が進んでおり、アンケートでも「あいさつをする程度の人はいる」、「ほとんど近所付き合いはない」と答えた人が多く、特に要介護認定を受けられている人では5割を超えている状況にあります。

近年、大規模な災害が多発しており、緊急時における救護活動は市や消防による活動はもちろんのこと、地域での助け合いが重要であり、コミュニティの再構築は重要な課題といえます。また、高齢者の孤立化の防止や徘徊高齢者の早期発見においても、普段から地域とつながりを持つことが重要です。

そのため、地域住民をはじめ、町会・自治会、ボランティア、関係機関等の連携を図りながら、「高齢者セーフティネット」の構築に取り組むとともに、地域における日常の見守りや声かけ、災害時における高齢者への支援体制の強化などに努めます。

また、地域の福祉の担い手が不足していることから、高齢者自らが「高齢者セーフティネット」の担い手として活躍いただける仕組みづくりに取り組みます。

【主な事業】

名称	内容
①在宅高齢者の生活実態把握	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、閉じこもりがちな高齢者等、支援を必要とする人を把握するため、民生委員・児童委員活動や小地域ネットワーク活動、地域住民からの連絡・通報など、様々な資源や人材の連携強化を図ります。 また、地域包括支援センターにおいても、いきいきネット相談支援センターやボランティア、NPO等の関係機関と連携・協力し、相談体制を充実させることで、高齢者の生活実態を的確に把握するように努めます。
②小地域ネットワーク活動の推進 (再掲)	校区社会福祉協議会を中心に、保健・医療・福祉の専門職員、ボランティアや地域住民等による支え合い、助け合い活動である「小地域ネットワーク活動」を推進しています。特にいきいきサロンは各町会単位で活発に活動されており、近隣住民と顔の見える関係づくりや日頃の見守り活動につながっています。 高齢化が進む中、顔の見える関係づくりや見守り活動は、高齢者の孤立化、閉じこもり防止にもつながるため、今後も地域住民と連携を図りながら、本事業の充実に取り組みます。
③友愛訪問活動の促進	高齢者の社会的孤立感の解消を図り、地域社会との交流を深めるため、ひとり暮らしやねたきり高齢者の家庭を訪問する活動を促進します。

名称	内容
④緊急通報装置の貸与	<p>ひとり暮らしの高齢者世帯等が安心して生活が送れるように、急病や災害等の緊急事態発生時、容易に警備会社へ通報できるように緊急通報装置を貸与するとともに、地域住民の協力のもと緊急体制の整備促進に努めます。</p>
⑤ボランティア、相互扶助活動の育成・支援	<p>NPO等の民間団体が活動しやすい条件整備に努めるとともに、地域の各種ボランティア団体等、地域に密着した組織を活用し、高齢者に対する生活支援を補完できる機能の充実を図ります。</p> <p>また、地域住民をはじめ、老人クラブ、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、ボランティアと協働し、団体等地域に根ざした活動組織の自主性・主体性を尊重し、これら組織の育成及び相互の関係強化に取り組み、地域福祉活動を推進します。</p> <p>さらには、年齢に関係なくボランティア活動に参加したい人に対する各種講座を開催し、ボランティア活動の組織拡充・育成強化を図ります。</p>
⑥地域活動やボランティア活動等への支援	<p>団塊の世代の退職に伴い、豊かな知識や能力を持った高齢者をはじめ、若者や壮年期の男性など、ボランティアに関心が低い層に対して、地域活動やボランティア活動等への関心が高まるよう、啓発や情報提供に努めるとともに、研修・活動機会の充実に努めます。</p> <p>また、地域福祉活動助成事業を通して、福祉向上を目的に行う奉仕活動や地域福祉のまちづくりのきっかけとなる交流活動や講演会等に対して助成を行い、その活動を支援します。</p>
⑦災害時要援護者等の支援体制づくり	<p>災害時における安否確認や避難誘導が迅速に行われるよう、「避難行動要支援者名簿」を作成し、登録申請を積極的に進めていきます。</p> <p>また、災害発生時の要援護者に対して十分な支援を行うために、庁内関係部署及び消防本部による一元的な支援システムの導入について検討を行うとともに、町会、自治会等の自主防災組織の結成を促進していきます。</p>
⑧災害時における福祉サービス等の継続	<p>災害時においても継続して介護や福祉の各種サービスが提供される体制づくりに努めるとともに、サービス事業者に対して災害時対応マニュアルの作成を促していきます。</p>
⑨ひとり暮らし高齢者宅の防火訪問	<p>ひとり暮らし高齢者宅を火災から守るため、今後実施していく住宅用火災警報器設置に伴う戸別訪問による広報活動と併せて、防火訪問においても広報・注意喚起を行い、設置率の向上に取り組んでいきます。</p>

名称	内容
⑩防犯体制の構築	<p>高齢者が振り込め詐欺や住宅改修詐欺などの悪質商法の被害にあわないよう、広報誌をはじめ、市ホームページ、出前講座等、様々な媒体や機会を活用して啓発を行うとともに、地域包括支援センターや消費者相談センターと連携を図りながら地域住民や関係機関に周知を行っていきます。</p> <p>また、警察など関係機関との連携を強化し、地域安全情報の提供や防犯パトロールの実施など、地域の安全・安心活動、見守り体制の強化に努めます。</p>
⑪生活困窮状態にある高齢者の支援	<p>生活困窮状態にある高齢者は、その背景に複合的な要因を抱えていることやいわゆる「制度の狭間」に陥ることが多いことから、地域包括支援センターと地域の支援機関と連携して、適切な支援につなぐことができるよう、取り組んでいきます。</p>

基本目標 4 高齢者の生きがい・安心のある暮らしの実現

(1) 高齢者の積極的な社会参加の推進

高齢者の社会参加を促進することは、高齢者自身の健康や生きがいづくりにつながるだけでなく、明るい地域づくりにもつながります。

老人クラブやシルバー人材センターでの活躍はもちろんのこと、介護予防事業に参加された高齢者自らが地域における介護予防活動にもつながっている状況にあり、これらの活動を支えていく必要があります。

今後も、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援していくとともに、加入率向上に向けた周知・啓発に取り組んでいきます。また、高齢者自身の介護予防や健康づくりに関する活動をはじめ、生涯学習、スポーツ、ボランティアなど、様々な活動を支援するとともに、幅広い分野で活躍する人材の養成や能力を生かせる場の提供に努めます。

また、地域の中での交流や趣味、生涯学習等に取り組む環境づくりを進めるとともに、広報誌や市ホームページを活用して様々な社会参加の場の情報提供に努めます。さらには、地域における見守り活動や声かけを推進することにより、身近な地域での仲間づくりにつなげていきます。

【主な事業】

名称	内容
①地域活動やボランティア活動等への支援 (再掲)	<p>団塊の世代の退職に伴い、豊かな知識や能力を持った高齢者をはじめ、若者や壮年期の男性など、ボランティアに関心が低い層に対して、地域活動やボランティア活動等への関心が高まるよう、啓発や情報提供に努めるとともに、研修・活動機会の充実に努めます。</p> <p>また、地域福祉活動助成事業を通して、福祉向上を目的に行う奉仕活動や地域福祉のまちづくりのきっかけとなる交流活動や講演会等に対して助成を行い、その活動を支援します。</p>
②生涯学習やスポーツ・レクリエーション等情報の提供	<p>高齢者の各種講座への参加を促進するため、市の広報誌やパンフレット、ホームページ等を通じて、生涯学習情報の提供に努めます。</p> <p>また、高齢者が気軽に、安全にスポーツやレクリエーションに親しめるように、スポーツやレクリエーション等情報の提供に努めます。</p>
③生涯学習等講座の企画・運営参画の推進	<p>講座の企画や運営に高齢者自身が参画し、学びの輪を広げていけるように、機会と情報の提供に努めます。</p>

名称	内容
④学習成果の発表・活用機 会の提供	<p>高齢者の多様化・専門化するニーズや年齢に対応するとともに、社会貢献活動等に結びつく実践的な学習内容を検討します。</p> <p>また、学んだ成果を発表し合う機会を提供するなど、学ぶ喜びや意欲を引き出し、自己実現を図れるよう支援します。</p> <p>さらに、学んだ内容を活用し、保健福祉、教育、文化、まちづくり環境等の幅広い分野において活躍できるよう、コーディネート等の支援に努めます。</p>
⑤老人クラブ活動の充実	<p>高齢者の健康の保持と生きがいを高めるとともに、相互の親睦を深めるため、趣味を生かした各種活動の充実を図るとともに、友愛訪問活動など、福祉活動の促進を図ります。</p> <p>また、若手会員の加入を促進するとともに、老人クラブにおける介護予防活動を支援するなど、老人クラブ活動の拡大に努めます。</p>
⑥地域におけるスポーツ 活動や世代間交流事業 の推進	<p>高齢者の健康の保持と生きがいを高めるため、スポーツ大会やスポーツ教室などのイベントを開催し、地域間交流や世代間交流等を促進します。</p> <p>また、保育所や幼稚園、小学校等との児童と地域の高齢者との交流事業の充実を図るとともに、町会、自治会等地域の行事での世代間交流を促進します。加えて、社会福祉協議会の地域福祉活動計画の取り組みとして、各小学校区において、地域住民が主体となった世代間交流などを支援します。</p>
⑦地域就労支援事業の充 実	<p>市役所労働政策担当内に設置している和泉市無料職業紹介センターを中心に、地域の関係機関と協力・連携した支援によって、就職困難者等の自立・就労を支援しています。</p> <p>高齢者の雇用・就労につながるよう、就労支援コーディネーターによる相談、支援に努めるとともに、地域の関係機関と連携を図ります。</p>
⑧高齢者の雇用・職場環境 等についての企業等 に対する啓発	<p>「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により、定年退職後も就労を希望する人はすべて65歳まで「継続雇用」することが企業に義務付けられました。</p> <p>働く意欲のある高齢者が継続して働き続けることができるよう、関係機関との連携を図りながら企業等に対して啓発を行います。</p> <p>また、高齢者が働きやすいように、施設や設備のバリアフリー化を進めるよう、関係機関との連携を図り、企業等に対して啓発を行います。</p>
⑨シルバー人材センター への支援	<p>高齢者の就労の場を提供し、その就労を通じて、高齢者の生きがいの創出や健康の保持・増進等を図り、地域社会への貢献を目的としているシルバー人材センターに対して、引き続き支援を行っていきます。</p> <p>また、高齢者の就労や社会参加活動等に対して、地域の理解が得られるよう、普及・啓発を行い、会員数及び受注件数等の拡大に努めます。</p>

(2) 地域での生活の自立支援

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している中で、支援や介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域や環境の中で安心して生活を継続できるようにすることが必要です。

そのため、介護保険サービスをはじめ、介護保険制度内に位置づけられた地域支援事業の任意事業、介護保険制度外の高齢者福祉サービスの提供に努めます。

【主な事業】

名称	内容
①軽度生活支援事業（ホームヘルプサービス）	傷病等のために、日常生活を営むのに支障があると認められる家庭に、シルバー人材センター会員を派遣し、家事援助等を行います。
②生きがい活動支援通所事業（デイサービス）	家に閉じこもりがちな高齢者が、身体状況に応じて日常動作活動や趣味的な活動が行えるように、施設で入浴や食事、レクリエーションなどのサービスを提供します。
③老人日常生活用具の給付	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な人が不安を解消できるように、防火用具を給付します。
④緊急通報装置の貸与（再掲）	ひとり暮らしの高齢者世帯等が安心して生活が送れるように、急病や災害等の緊急事態発生時、容易に警備会社に通報できるように緊急通報装置を貸与するとともに、地域住民の協力のもと緊急体制の整備促進に努めます。
⑤訪問理美容サービス	ねたきり等の理由により散髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者宅に出張し、居宅での理美容サービスを提供します。また、広報誌やホームページ等を通じてサービスの周知・啓発に努めます。
⑥外国人高齢者給付金	年金制度上の理由により、老齢年金等を受給できない在日外国人高齢者に給付金を支給します。
⑦高齢者生活支援ハウス	自立して生活することに不安のある高齢者が、安心して健康で明るい生活を送れるように、居住機能や交流機能、介護支援機能などのある施設が支援します。
⑧街かどデイハウスの運営を行っているNPO法人やボランティア団体などへの活動支援	日常生活に支障のある高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定で非該当と認定された人が、地域の中であたたかなふれあいと交流が行えるように、住民参加による柔軟できめ細やかなサービスを提供します。 また、本事業の充実に向け、高齢者のみならず他の地域福祉活動や地域見守り訪問の実施など、活動内容の拡大を図っていきます。さらに、シルバー人材センターや老人クラブ、民生委員・児童委員など様々な団体との連携強化を図ります。

名称	内容
⑨家族介護教室	高齢者を介護している家族に対して、介護に関する情報の提供や交流などにより介護負担の軽減を図るため、高齢者介護についての普及啓発を行うとともに介護方法や介護技術等の習得を促進する教室を開催していきます。
⑩ねたきり高齢者等おむつ給付事業	自宅でおむつを常時使用している65歳以上の高齢者に対して、おむつ代を助成することにより、その家庭の経済的負担の軽減を図ります。
⑪配食サービス事業	在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送れるよう、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、併せて健康チェックや安否確認を行います。
⑫住宅改修支援事業	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した人に対して手数料を支払います。
⑬高齢者住宅等安心確保事業	高齢者の生活面・健康面での不安に対応するため、生活援助員の派遣による生活指導、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービス提供や関係機関との連携及び各種資源を活用することにより、高齢者の安心確保のための体制づくりを図ります。

(3) 高齢者の居宅ニーズに対応した住まいの供給

高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行後、本市のサービス付き高齢者向け住宅は年々増えており、平成 26 年 6 月 30 日現在で 7 件、290 戸分が整備されています。今後、サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームに該当する場合、住所地特例の対象となります。

住まいは生活を送るための拠点であり、安全、安心、快適な住まいの整備が重要であり、また住まいに対する多様なニーズに応えていく必要があります。

また、在宅での生活を望む高齢者が多いことから、住宅改修の推進や公営住宅の福祉向け住宅の整備確保を図ります。また、高齢者に対する賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅等の老人ホームに関する情報提供に努めます。

【主な事業】

名称	内容
①住宅改修（バリアフリー化）の推進	ねたきりの要因の1つである転倒による骨折を防止するため、介護保険サービスの住宅改修を展開することで、居室等の段差の解消等を行い、バリアフリー化を促進します。
②公営住宅の福祉向け住宅の整備確保	公営住宅で自立した生活を可能な限り継続できるように、公営住宅の建替え時には車いす対応等のバリアフリー化を行うとともに、府営住宅で生活援助員が支援するシルバーハウジングを実施します。
③住まいの相談支援	ひとりでは生活が困難で、なおかつ家族等の支援が得られない高齢者等が安心して生活できるように、養護老人ホームや軽費老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム（ケアハウス）等について、一人ひとりのニーズを踏まえた相談に対応できるよう努めます。
④居住系サービスの確保	介護を必要とする高齢者の生活を支えるケアホームなど、介護保険の居住系サービスの確保に努めます。 また、介護保険外のサービスとして、市内に3か所の軽費老人ホーム（ケアハウス）がありますが、現状を維持するとともに、希望者に対しては本サービスを紹介していきます。

基本目標 5 介護サービスの質の向上と介護保険事業の適正な運営

(1) サービスの質の向上

介護保険事業の運営にあたっては、サービス内容や事業所の対応、利用者一人ひとりの状態にあった効果的なサービスなど、質の高いサービスが求められます。

そのため、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、「介護保険事業者連絡協議会」の開催を通じて、事業者間の情報交換や研修を行うとともに、介護サービス提供事業者に対するサービスの自己評価や第三者評価の普及・促進を働きかけるとともに、介護支援専門員等サービス従事者に対する質の向上に努めます。

また、サービス利用に際しての利用者の自己選択を支援するため、介護サービス情報公表システムを通じてサービス提供体制等に係る自己情報を積極的に開示するよう働きかけます。

【主な事業】

名称	内容
①介護保険事業者連絡協議会等の充実	利用者一人ひとりの状態に応じた適切なサービス、また、状態の改善や悪化の防止に資する効果的なサービスを提供するため、居宅介護支援事業者やサービス提供事業者、介護保険施設の運営上の問題や課題を共通認識し、問題解決や質の向上を図れるように、事業者の連携をめざした介護保険事業者連絡協議会を開催します。
②実務者の質の向上のための研修の充実	介護（介護予防）サービスを提供する事業所の職員を対象に、サービスの質の確保を図るため、給付適正化事業を通じて研修を実施します。また、施設職員には、身体拘束を前提としたケアではなく、要介護認定者本人の状況に合わせた自立支援が行えるように、指導・助言を行います。
③ケアマネジメント能力向上のための研修の充実	利用者一人ひとりの状態に合ったメニューを組み合わせた介護予防ケアプランを作成し、生活機能の向上を図れるように、専門職等に対する研修の充実を図ります。 また、地域包括支援センターからケアプラン作成を受託した居宅介護支援事業者に対しては、介護予防ケアマネジメントの概念やプラン作成方法、地域包括支援センターの取り組みについての研修を実施し、ケアマネジメント能力の向上に努めます。 さらに、実務に携わる介護支援専門員を対象に、介護支援業務の質の確保を図るための新任・現任者研修を実施するとともに、ニーズの把握・分析等能力向上のため、きめ細かな研修を実施します。 また、医療系サービスを適切に組み合わせたケアプランの作成につながるよう、介護支援専門員に周知します。

名称	内容
④介護支援専門員に対する相談支援	<p>地域包括支援センターを中心とした介護支援専門員に対する相談や支援困難事例のバックアップ体制の充実を図るとともに、介護支援専門員間の情報交換や研修会、事例検討会の場として介護保険支援事業者連絡会を活用します。</p> <p>また、介護支援専門員の質の向上を図るため、5年ごとの資格更新制が導入されますが、更新時の研修の受講が義務付けられたことから、受講促進を図ります。</p> <p>さらに、一定年数以上の実務経験を有する介護支援専門員に対して、「主任介護支援専門員」の認定研修受講を促進します。</p>
⑤サービス提供事業者情報の公表	<p>介護サービス情報公表システムを通じてサービス提供体制等の情報を積極的に開示するように、事業者に働きかけます。</p> <p>サービス提供事業者情報については、障がいのある高齢者や在日外国人に配慮した情報提供に努めます。</p> <p>また、サービスの質の確保・向上を図るため、認知症高齢者対応型グループホームの第三者評価、事業者自己評価、利用者評価の実施結果などの公表を促進します。</p>

(2) 利用者本位のサービス提供の推進

介護保険をはじめとする各種サービス等について周知徹底を図ります。とりわけ、広報にあたっては、障がいのある高齢者や在日外国人がサービスを円滑に利用できるように配慮に努めます。

また、高齢者やその家族が安心してサービスを利用できるように、身近な地域での相談支援体制の充実に努めるとともに、介護相談員の活用など苦情解決に向けた取り組みも進めます。

【主な事業】

名称	内容
①介護保険制度等の周知徹底	<p>介護保険をはじめとする各種サービスの利用促進を図るため、広報誌をはじめ、ホームページなど様々な広報媒体を活用し、市民への制度や事業周知を積極的に進めます。</p> <p>また、障がいのある高齢者や在日外国人など、様々な状況の高齢者がサービスを円滑に利用できるよう、誰もがわかりやすい情報提供に努めます。</p>

名称	内容
②相談窓口の周知徹底と機能強化	<p>a 地域包括支援センターの総合相談窓口 地域包括支援センターについて、高齢者に関する総合相談窓口の拠点であることを、市民に対し周知徹底を図るとともに、介護サービスをはじめ保健・福祉サービス、権利擁護、介護予防、インフォーマルな地域住民の福祉活動等の情報の提供を行いながら総合的な相談に対応できるように、地域包括支援センターの相談機能の充実を図ります。</p> <p>b いきいきネット相談支援センター 生活圏域の身近な地域において、福祉の総合相談窓口である「いきいきネット相談支援センター」に専門性の高いコミュニティソーシャルワーカーを配置しています。 コミュニティソーシャルワーカーは市民にとって身近な相談窓口としての役割をはじめ、地域福祉ネットワーク構築のキーパーソンとしての役割も担っていただいております、地域の福祉力向上に一翼を担っていただいております。 高齢化の進展により、相談内容・支援内容が多様化・複雑化してきている中、地域包括支援センターをはじめとした各種関係機関との連携体制を強化することにより、地域の課題を地域全体で解決できる体制の再構築に取り組んでいきます。</p> <p>c 介護保険まちかど相談薬局の高齢者等への相談支援体制 市内の相談薬局が高齢者やその家族から在宅介護等に関する相談及び苦情に応じ、身近な所で気軽に、いつでも相談のできる体制づくりを進めます。</p>
③介護保険苦情調整委員の充実	<p>市民からの介護サービスに関する苦情を公正かつ中立な立場で内容を調査し、必要な場合には市や関係機関に意見を表明することにより、介護保険制度の充実を図ります。 また、介護保険苦情調整委員の活動を充実するとともに、利用周知のための広報を充実します。</p>
④介護相談員派遣事業の推進	<p>介護保険サービス利用者の権利を擁護するとともに、施設入所者、在宅でのサービス利用者の疑問や不満、不安等の相談に対応し、事業者に対して意見を伝え、介護保険サービスの質の向上を図るため、相談員の研修を充実します。</p>
⑤関係機関との連携による苦情対応	<p>市での対応が難しい苦情や問題、市域を超えた広域的な苦情等については、大阪府国民健康保険団体連合会と連携し、適切な問題解決を図っていきます。市や大阪府国民健康保険団体連合会の指導に従わない場合など悪質な事業者に対しては、大阪府と連携を図りながら厳正に対処します。</p>

名称	内容
⑥事業者に対する指導・助言	利用者から寄せられる相談や苦情について、迅速に事業者に連絡するとともに、質の向上と改善に向けた指導・助言を行います。 また、法令違反の疑いがある場合や、相談や苦情の内容によっては、広域事業者指導課と連携し、事業者に対して立入検査または監査を行うなど、事業者指導の強化を図ります。 サービス事業者に対する指導・検査を定期的実施するとともに、事業者の指定を更新制とし、良質なサービス提供の確保を図ります。
⑦個人情報の適切な運用	高齢者等に関する様々な個人情報については、個人情報保護条例に基づき、適切な運用を図ります。
⑧地域密着型サービス事業の円滑な運営	地域密着型サービスに関する整備状況や事業者からの申請などの審議を行うため、「和泉市地域密着型サービス運営委員会」を開催するとともに、事業者に対して必要に応じて指導を実施します。

(3) 介護保険事業の適正な運営

介護保険事業の適正かつ円滑な運営を行うため、公平・公正で適切な要介護認定調査を実施するよう、認定調査員の指導に努めるとともに、介護認定審査会委員及び認定調査員に対する研修の充実を図ります。

また、大阪府が平成26年度に策定する「大阪府介護給付適正化計画(平成27年～29年)」における主要8事業(①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修の適正化、④医療情報との突合、⑤縦覧点検、⑥介護給付費通知、⑦福祉用具購入・貸与調査、⑧給付実績の活用)を踏まえ、介護給付の適正化に取り組みます。

さらに、地域支援事業や予防給付の実施後は、定期的に介護予防効果を検証し、事業の効果的な実施に努めます。

【主な事業】

名称	内容
①介護認定審査会委員の研修の充実	公正・公平で適切な要介護認定の実施に向けて、審査対象者の一人ひとりの実態に応じて、特記事項の記載内容等を審査・判定に正しく反映できるように、介護認定審査会委員に対する研修の充実に努めます。
②認定調査の検証	認定調査結果について、対象者の状況を十分に反映し、正確なものとするため、一定の基準に沿って調査員への確認や再調査を行うなど内容の検証を行い、調査精度が高まるように努めます。
③適正な認定調査の実施	認定調査に、指導者が同行し、事後の調査票の評価も含め、必要な助言指導を行います。

名称	内容
④医療情報との突合、縦覧点検及び給付実績の活用の実施	医療情報との突合・縦覧点検を実施し、誤った請求や不適切な加算の実施などがあれば是正するよう指導します。地域や事業所における偏りを改善するための研修や提案を図るよう、給付実績の活用による給付分析を進めます。
⑤ケアプランの適正化	<p>介護サービスが真に利用者の自立支援に資するものとなっているか、状態の変化に対応してきめ細やかなサービスが提供できているのかなど、適正なサービス提供の確認のみならず、利用者に携わる事業所職員の質の向上を含めてケアプランチェックを実施します。</p> <p>さらに、適切なケアプラン作成のためのポイントを周知し、介護支援専門員共通の認識になるように普及します。</p>
⑥介護給付費通知の活用	事業者が介護サービスの不正請求を行っていないか、利用者自身がチェックできるように、4か月に1回、介護給付費通知を送付します。
⑦介護予防事業・介護サービス等の効果の検証	地域支援事業の介護予防事業や、要支援1及び要支援2の人に対する介護予防サービスの提供が、利用者にとって効果的なサービスであったかどうか、また、要介護1から要介護5の人に対する介護サービスについても、要介護者の自立支援につながり残存能力の維持につながっているものかどうか検証し、これにより、今後の事業の推進に資するよう努めます。

(4) 低所得者対策の推進

アンケート調査において、介護保険料を安くしてほしいという回答が未認定者・要支援認定者で3割、要介護認定者で2割となっています。

介護保険事業を適正に運営し、すべての市民が安心して介護サービスを利用できるように、保険料については保険料段階の細分化、介護サービスの利用料については、これまで同様に国の低所得者対策や制度を最大限に活用し、保険料や利用料の負担緩和に努めます。

【主な事業】

名称	内容																												
①保険料の配慮	<p>低所得者の負担軽減に向け、現在の国の基準が6段階から9段階に設定され、世帯非課税（第1～第3段階）については、新たに公費による軽減の仕組みが導入されます。</p> <p>本市においても低所得者に配慮するとともに負担能力に応じた適正な制度運営を確保するため、保険料段階細分化を行い、低所得者の保険料負担の軽減を図ります。</p>																												
②居住費（滞在費）や食費の負担額の設定	<p>介護保険3施設及び地域密着型特養に入所している人で、利用者負担段階の第1～第3段階に該当し、市に申請を行い、認定証の交付を受けた人を対象に、居住費（滞在費）や食費の負担について限度額が設けられます。</p> <p style="text-align: center;">【利用者負担限度額】</p> <p style="text-align: right;">（単位：円/日）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者負担段階</th> <th colspan="4">居住費（滞在費）</th> <th rowspan="2">食費</th> </tr> <tr> <th>ユニット型個室</th> <th>ユニット型準個室</th> <th>従来型個室</th> <th>多床室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>820</td> <td>490</td> <td>490(320)</td> <td>0</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>820</td> <td>490</td> <td>490(420)</td> <td>370</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>1,310</td> <td>1,310</td> <td>1,310(820)</td> <td>370</td> <td>650</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。</p>	利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	第1段階	820	490	490(320)	0	300	第2段階	820	490	490(420)	370	390	第3段階	1,310	1,310	1,310(820)	370	650
利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費																								
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室																									
第1段階	820	490	490(320)	0	300																								
第2段階	820	490	490(420)	370	390																								
第3段階	1,310	1,310	1,310(820)	370	650																								
③境界層該当者への対応	<p>本来適用されるべき施設の居住費（滞在費）・食費や高額介護サービス費等の基準等を適用すれば、生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる場合には、その負担の低い基準を適用します。</p>																												
④旧措置入所者への対応	<p>平成12年3月31日以前に特別養護老人ホームに入所していた人（旧措置入所者）については、平成17年10月からの居住費・食費に関する見直し後も、措置されていた時の費用徴収額を上回らないように負担が軽減されます。</p>																												

名称	内容
⑤介護サービス費の利用者負担の限度額の見直し	<p>平成27年8月から高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費などの利用者負担の見直しが行われます。</p> <p>制度改正の趣旨について、理解されるよう留意し、取り組んでいきます。</p>
⑥社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用の促進	<p>社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業については、社会福祉法人が、生計が困難な人の介護保険サービスの利用者負担を軽減した場合に、当該社会福祉法人に助成を行うこととなっており、市内の未実施法人に対してこの制度の趣旨を周知するとともに、社会福祉法人での軽減制度の利用拡大に努めます。</p>